

平成 31 年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

このたびの大綱では、車体課税の大幅な見直しが行われました。

その中で、消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車の需要平準化対策のために、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置が講じられました。この措置に伴う地方税の減収分は、全額国費で補填されることとなり、指定都市が強く求めてきた代替財源が確保されました。関係者の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

また、「ふるさと納税制度」は、制度の健全な発展に向けて、過度な返礼品を送っている自治体への寄附について、特例控除の対象外とする見直しが行われました。指定都市は、ふるさと納税制度による税収減が大きく、財政に与える影響を抑制するため、制度の更なる見直しを検討いただきたいと考えます。

「森林環境税・譲与税」の創設については、法制化することとされました。法制化にあたっては、国が、納税者である国民に対して、目的や用途の丁寧な説明に努めていただきたいと思えます。

国においては、日本経済の再生と地方創生等に向けて、圏域の中核都市である指定都市がその役割を果たせるよう、真の分権型社会の実現に向けた地方税財源の拡充強化をされることを求めます。

平成 30 年 12 月 14 日

指定都市市長会会長

林 文子